

和賀岳自然環境保全地域

○自然環境保全地域の指定（昭和56年5月21日 環境庁告示第42号）

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定に基づき、次の区域を和賀岳自然環境保全地域に指定し、同条第7項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この自然環境保全地域の区域を表示した図面は、環境庁、岩手県庁及び沢内村役場に備えつけて供覧する。

1 区域

岩手県和賀郡沢内村内国有林岩手中部地域施業計画区川尻事業区182林班から184林班まで、188林班及び189林班の全部

2 区域図（省略）

○保全計画の決定（昭和56年5月21日 環境庁告示第43号）

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第23条第1項の規定に基づき、和賀岳自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項において準用する同法第15条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、和賀岳を主峰とする和賀山塊の核心部で和賀川源流域の一帯である。

本地域の下部は冷温帯に属し、極相林であるブナ林よりなる。局部的にはクロベ、スギ、ヒバ、ヒメコマツ等の針葉樹の混交がみられ、林床はチシマザサよりなる。上部は亜高山帯に属するが、他地域にみられる針葉樹林を欠き、低木型ブナ林、ミヤマナラ林が主体となっている。稜線部は高山帯に属し、ハイマツ群集及び風衝草原が出現し、ところどころに雪田植生群落がみられる。

このように本地域は、全域にすぐれた植生を有し、また、人為の影響をほとんど受けていない原始性の高い地域であるので、全域を特別地区として適正な保全を図り、特別地区の全域を野生動植物保護地区として高山植物、高山蝶等の貴重な動植物種の保護を図る。

2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

和賀岳自然環境保全地域の全域を特別地区に指定する。

(1) 区域

岩手県和賀郡沢内村内国有林岩手中部地域施業計画区川尻事業区182林班から184林班まで、188林班及び189林班の全部

(2) 面積

1,451ヘクタール

(3) 土地所有別面積

国有地1,451ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

(1) 特別地区内に次のとおり野生動植物保護地区を指定する。

ア 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

イ 保護すべき野生動植物の種類

(植物)

タカネヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、オオエゾデンダ、ムカゴトラノオ、ミツバオウレン、シラネアオイ、アキカラマツ、モミジカラマツ、シナノキンバイ、キバナイカリソウ、モウセンゴケ、ウメバチソウ、クロクモソウ、ダイモンジソウ、チングルマ、ベニバナイチゴ、シロバナトウチソウ、マルバシモツケ、イワオオギ、ハクサンフウロ、キバナノコマノツメ、ホナガクマヤナギ、アマニユウ、エゾニユウ、シラネニンジン、オオカサモチ、ゴゼンタチバナ、イワカガミ、ギンリョウソウ、アカモノ、ハクサンシャクナゲ、コメツツジ、ミヤマホツツジ、アオノツガザクラ、ガンコウラン、イワイチョウ、エゾオヤマリンドウ、タカネセンブリ、タテヤマウツボグサ、イワテシオガマ、エゾシオガマ、ミヤマシオガマ、トモエシオガマ、ヤマルリトラノオ、クガイソウ、ホソバナコゴメグサ、マルバキンレイカ、ハクサンシャジン、ウスユキソウ、ミヤマアキノキリンソウ、トウゲブキ、オニアザミ、ネバリノギラン、ツバメオモト、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ、タチギボウシ、クルマユリ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、タカネアオヤギソウ、コバイケイ、アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、フジチドリ、オオヤマサギソウ、セイタカスズムシソウ、ギボウシラン

(動物)

オオゴマシジミ、ベニヒカゲ

(2) 自然環境保全法第25条第3項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次に定めるところによる。

ア 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

イ 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択

伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

(1) 施設の種類

標識その他これに類する施設

巡視歩道

(2) 位置

岩手県和賀郡沢内村地内

○特別地区の指定（昭和56年5月21日 環境庁告示第44号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定に基づき、和賀岳自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この特別地区の区域を表示した図面は、環境庁、岩手県庁及び沢内村役場に備えて供覧する。

1 名称

和賀岳特別地区

2 区域

和賀岳自然環境保全地域の全域

3 区域図（省略）

○木竹の伐採の方法及びその限度の指定（昭和56年5月21日 環境庁告示第46号）

和賀岳自然環境保全地域和賀岳特別地区に係る自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第3項に規定する木竹の伐採(同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

1 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

2 適用区域

和賀岳特別地区の全域

○野生動植物保護地区の指定（昭和56年5月21日 環境庁告示第45号）

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第26条第1項の規定に基づき、和賀岳自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この野生動植物保護地区の区域を表示した図面は、環境庁、岩手県庁及び沢内村役場に備えつけて供覧する。

1 名称

和賀岳野生動植物保護地区

2 保護すべき野生動植物の種類

（植物）

タカネヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、オオエゾデンダ、ムカゴトラノオ、ミツバオウレン、シラネアオイ、アキカラマツ、モミジカラマツ、シナノキンバイ、キバナイカリソウ、モウセンゴケ、ウメバチソウ、クロクモソウ、ダイヤモンドソウ、チングルマ、ベニバナイチゴ、シロバナトウウチソウ、マルバシモツケ、イワオオギ、ハクサンフウロ、キバナノコマノツメ、ホナガクマヤナギ、アマニユウ、エゾニユウ、シラネニンジン、オオカサモチ、ゴゼンタチバナ、イワカガミ、ギンリョウソウ、アカモノ、ハクサンシャクナゲ、コメツツジ、ミヤマホツツジ、アオノツガザクラ、ガンコウラン、イワイチョウ、エゾオヤマリンドウ、タカネセンブリ、タテヤマウツボグサ、イワテシオガマ、エゾシオガマ、ミヤマシオガマ、トモエシオガマ、ヤマルリトラノオ、クガイソウ、ホソバノコゴメグサ、マルバキンレイカ、ハクサンシャジン、ウスユキソウ、ミヤマアキノキリンソウ、トウゲブキ、オニアザミ、ネバリノギラン、ツバメオモト、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ、タチギボウシ、クルマユリ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、タカネアオヤギソウ、コバイケイ、アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、フジチドリ、オオヤマサギソウ、セイタカスズムシソウ、ギボウシラン

（動物）

オオゴマシジミ、ベニヒカゲ

3 区域

和賀岳特別地区の全域

4 区域図（省略）